

1 議 事 日 程（第4日）

（平成30年第3回有田川町議会定例会）

平成30年9月19日

午後9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 要望の審査報告について（要望第2号）
- 追加日程第1 発委第4号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出について
- 日程第2 議案第56号 平成30年度有田川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第57号 平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第58号 平成30年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第59号 平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第60号 平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第61号 平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第78号 平成29年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第79号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第80号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第81号 有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第82号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第83号 有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第84号 有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第85号 有田川町行政局等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第86号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第87号 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第88号 有田川町道路線の認定について
- 日程第19 議案第89号 平成30年度有田川町防災行政無線デジタル化改修事業の請負契約について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第24 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第25 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第26 議員派遣の件
- 日程第27 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	14番	新家弘
15番	湊正剛	16番	亀井次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	中島詳裕	13番	森谷信哉
----	------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	山田展生	福祉保健部長	前久保眞次
総務政策部長	中裕準	消防長	栗栖誠
産業振興部長	立石裕視	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	竹中幸生	財務課長	中屋正也
企画調整課長	森田栄一	教育長	楠木茂
教育部長	井上光生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	一ツ田友也	書記	細野鶴子
------	-------	----	------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 要望の審査報告について（要望第2号）……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、要望の審査報告についてを議題とします。要望第2号として、精神障害者の交通運賃の割引を求める意見書採択のお願いについての要望が、平成30年第2回定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。この件について委員長から審査の経過及び結果についての報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、林宣男君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（林 宣男）

おはようございます。

総務文教福祉常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。当委員会において審査しました案件は、平成30年第2回定例会第1日目において付託されました、要望第2号、精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願いであります。この要望については、6月7日および9月10日の延べ2回、委員会を開催し、要望の主旨、内容等について慎重に審査をいたしました。その結果、意見書の提出については、全員一致で採択すべきものと決定しました。

十分に御審議のうえ、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げ、御報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。委員長報告は採択です。採択に反対の方からお願いします。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

次に、採択に賛成の方、お願いします。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この要望に対する委員長の報告は、採択です。この要望を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時34分

再開 9時35分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

お諮りします。ただいま総務文教福祉常任委員長から、発委第4号、精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、発委第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第4号……………

○議長（殿井 堯）

追加日程第1、発委第4号、精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、林宣男君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（林 宣男）

発委第4号、精神障害者の交通運賃割引に関する意見書について提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配布させていただきました意見書案の朗読をもって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書（案）

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されています。これらの運賃

割引を実施している交通機関等事業者は現在、ＪＲ、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか、高速道路にも及んでいます。

しかし精神障害者については、民間鉄道事業者が割引を行うようになったものの、精神障害者が除外されている状態は基本的には変わっていません。

平成２６年２月に政府が批准した国際法、障害者権利条約の規定によれば、交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを除外することは、明らかに条約に反する行為であり、このような状態に対する是正指導は、政府・行政の責任でもあります。よって下記事項を強く要望します。

精神障害者に、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が適用されるよう、是正指導・勧告等の措置を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣であります。

以上、慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出されることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第２ 議案第５６号……………

○議長（殿井 堯）

日程第２、議案第５６号、平成３０年度有田川町一般会計補正予算、第３号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第56号について質疑をさせていただきます。

歳出の47ページですが、鳥屋城小学校プール解体撤去工事の予算が組まれています。これに伴って、プールの授業はやはりやるわけですから、長谷川の広域プールを利用すると聞いています。まず、新プールの完成はいつごろになるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

平成31年度中の完成を計画しております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今の御答弁では、もう1年かかるという御答弁でありました。そうなりますと、もう1年広域のプールで、水泳の授業となりますから、学校関係、保護者への説明が十分されているのか。つまり送迎に時間がかかりますから、結局、2時間分の授業をとらざるを得なくなってくるところがあると思います。そうなりますと、学校の現場からいたしますと、授業時間の割り振り等を考えますと、支障が出てこないのか心配するわけですが、その点はどうなっていますでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

その点につきましては、学校長と協議の上、時間をまとめた上で体育の授業をするなり、授業標準時間数はもちろんクリアしてございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

49ページですが、給食業務委託料があります。今回、八幡小学校の関係になってくるわけですが、親子方式と聞いておりますけれども、KLのほうに既に委託しているということですが、八幡小学校の関係の保護者とか、久野原小学校の関係の保護者の方には説明をされているのでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

給食の調理員、栄養士、食材の仕入れ方法、調理方法、全てにおいて現状と変わらず、安全安心な給食に変更がないので、保護者説明は行っておりません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

現状は変わらなくても、少なくとも業者が変わるということぐらいはやはり説明しておいたほうが、より懇切丁寧な教育行政になるのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

仕入れ方法も、調理方法も、全てにおいて今まで以上のこととこのを求めた上で、契約に至っておりますので、説明はしておりません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

私としては説明をしたほうが親切な対応だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、同じページに鳥屋城小学校施設改良復旧工事が組まれています。法面が崩れて、隣接地域の方々が大変心配しております。これ、私、聞かれたんですけど、あれはいつごろできるんですかって。早く直してほしいということです。だから、いつからかかって、いつごろ完了なのか、めどを示していただきたいんですが。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えいたします。この補正予算を可決していただければ、最速の10月入札を目指し、来年2月中の完成を計画しております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

25ページの城山出張所が移転する件でございますけれども、先日、コンクリート舗装、通路の分施工をしてくれるということをお聞きしているんですけれども、あそこ、グラウンド、土見になっていて、駐車場をどこに置くような予定にしているのか、その点をお聞きしたいんですけれども。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

駐車場につきましては、グラウンドの土見のところと、あと体育館の下に一部、雨よけの場所がございます。そういうところを利用して、やっていきたいと考えております。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

グラウンドも雨が降ったらかなりぐちょぐちょになるんで、やっぱり後の始末が大変あれやと思うんで、そこら辺も十分今後も考えていただけたらと思います。以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第57号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、議案第57号、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予

算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第58号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、議案第58号、平成30年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第59号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、議案第59号、平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算、

第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第60号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第60号、平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第61号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第61号、平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予

算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第78号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、議案第78号、平成29年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、小林英世君。

○決算審査特別委員会委員長（小林英世）

平成29年度有田川町水道事業会計決算審査の委員長報告をさせていただきます。

議案第78号、平成29年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、9月13日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び水道課長、課員3名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

水道事業報告書に記載の平成29年度における水道事業の業務概要につきましては、給水件数が6,632件で、151件の増加で、率では対前年比2.3%増加し、また、給水人口は1万6,276人で、昨年度から136人の増加となりました。総有収水量は前年度に比べ約24万4,000立方メートル減少し、210万2,000立方メートルと、対前年度比10.4%減少しております。

また、平成29年度の収支状況は、損益計算書にありますように、当年度純利益が1億2,642万9,000円で黒字決算となり、前年度の繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は、1億8,8

68万2,000円となりました。

営業収支の内訳については、事業収入に関する事項及び事業費に関する事項にありますように、給水収益などの営業収益が前年度より1,188万2,000円の減収となり、営業費用については前年度に比べ3,213万3,000円の増加、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、4,401万6,000円の減益となっております。

決算報告書の欄外に記載しておりますが、資本的な事業については、支出に対し収入が1億6,547万2,000円不足しましたので、過年度分並びに当年度分の損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、積立金取崩額で補填しております。

また利益剰余金の処分については、剰余金処分計算書(案)は、資本金に5,900万円を組み入れ、建設改良積立金に1億2,000万円を積み立てる処分とし、残りは翌年度へ繰り越しとなっております。

続いて企業債についてですが、企業債明細書にありますように、平成29年度の償還金については、当該年度償還高は6,600万9,000円でした。平成29年度末の企業債未償還残高は6億856万4,000円と、昨年度に比べ6,600万9,000円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかったことによるものです。

次に、28ページの経営分析表を見ますと、12番に記載されています供給単価は166円24銭で、13番の給水原価の130円37銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賄われており、経営状況も良好でした。今後も経営効率を重視し、老朽管などの更新についても計画的に実施し、有収率を高い水準で維持するよう要請しております。

次に、水道使用料についての未収金は、回収の努力をされ少額とはなっているものの、公平公正の観点からも、断固たる態度で回収に臨んでいただき、悪質な滞納者には給水停止を含め厳正な対応を図られるよう要望いたします。

最後に、今後も長期的な展望により水道使用料に関する検証をお願いするとともに、災害時の対応も含め、今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを要望いたします。

以上が審査の経過であります。平成29年度有田川町水道事業会計の決算については、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告申し上げます。

よろしく御審査の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(殿井 堯)

以上で委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

……………日程第 9 議案第 7 9 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 9、議案第 7 9 号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 0 議案第 8 0 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 0、議案第 8 0 号、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 1 議案第 8 1 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 1、議案第 8 1 号、有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番、増谷憲君。

○2 番（増谷 憲）

2 番、増谷です。

議案第 8 1 号について質疑をさせていただきます。

今回の改正の主なものは、指導員の資格要件を改正するものでありますが、教員免許がなくても 5 年以上の経験があれば、指導員になれるということだと思いますが、現在、指導員は何人おられまして、そのうち免許所有者は何人おられるのか、まず示していただきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

指導員総数は 4 9 人です。うち免許保持者は 2 0 人です。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2 番、増谷憲君。

○2 番（増谷 憲）

今、数字を示していただきましたが、今後、学童保育をされる子どもさんがふえてくると思いますが、問題は指導員の方の人員の問題なんです。今後、人員不足も十分予想される中で、免許取得者が今、20人ということですが、取得者がだんだんなくなってしまうことにならないでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

今回の改正は、その資格を養成する条件の緩和というふうなことです。国の関連省令が改正されたことに伴い、町条例も改正していただく上程をいたしました。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再度、お聞きしますが、緩和ということですが、やはりこういう専門的知識も含めて経験を有する方がやはり必要だと思うんです。ですから、指導員の中でも教員免許を持った方が一定以上を保てるような、そういう基準みたいなものを設ける必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

国の指針では、支援員が各クラブに2人以上ということになってございます。当町の学童クラブにつきましては、それを満たしてございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

学童の指導員のこと、僕、思うんやけど、一応、基本的に今の指導員の49名の職員がいて、資格を持っている、教員の免許証を持っているのが20名と、半分弱になっていると。そこのところを緩和するよという話やけど、これはどこから言われて、国のほう、また県もこれを推進しているのか。それ以前に、1点、学童について、有田川町としてどのような位置づけにされているのか。なぜかといったら、最初のときに、子どもが保育所へ入っている中は5時まで保育もできる、してくれると。今、町のほうもしてるけど、前は民間でしたと。町のほうは3時ぐらいで終わって、5時まで職員の時間までですとか、こういうような形の中で、ただ、小学校へ入ったら、今までパートとか、お母さんが働けてたのに、1学期だったら、もう午前中で

帰らなんだらだめやとか、こういうような形の中で、できるだけ町の施設を提供して、保育所から小学校へ入ったときの親の応援として、一番最初これをやっております。今もそのような形で来ていると思うんですけど、何かどンドンこういうものをしていったら、保育所から小学校へ入ると、小学校へ入って、お母さんがパートへ行ったら、町の教育行政で前は小学校、中学校といったら教育で、保育所であったら厚生管轄の、町で言ったら福祉の方の担当、それが教育のほうになってというて、何のためにその点を今、町の施設を貸して、そして基本的に父兄が運営している話やと思うので。ただ、その中で町としても、どこまで介入していくかと。安心、安全な、また全国的レベルの放課後、今の学童保育をしていくと。その点で、どこまで、一線というものがはっきり基本的にしとかなんだら、どンドン役せんと、そこへ保育所いっちゃった、今度は小学校へ行って、お母さん、パートへ行ってもうた、学童、吉備にあったら、清水まであるんやでというような形の中でどンドン進んでいくと。そしたら、役場がしているというふうな形で今、認識が、そこ今、学童入ってよ、預けた親御さんはもう皆、わかると思うけど、一般的な、まだ保育所で、まだ学童へ預けていないという方はわかりにくい点もあると思う。こういうことは、ええことやとは思いうんやけどね、ちょっと基本へ戻って、今、どういうふうな形の中で学童保育を町としてやっているか。また、今後どうしていきたいんやという方針をちょっとお聞かせいただきたいと思います。専門的やないんで、教育長か教育部長でも、どちらでもええんで、よろしくをお願いします。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

亀井議員の御質疑にお答えいたします。もちろん、亀井議員、おっしゃるとおり、学童というのは、子ども・子育ての事業を考える上で大事な要素の1つです。議員、おっしゃるように、保護者が主体となって行っていくものという認識でございます。ただ、なかなか保護者、運営というのもうまいこと行かない場合もありまして、業者に委託している学童クラブもあります。ただ、そこに関しても、やはり保護者会というところの意見を勘案しての事業という形で行っております。そして、教育委員会が所管しているというところでは、やはり学童保育となりますと、小学校との関連、関係というのが非常に大事になってきますので、その点においては教育委員会の持つ意味というのはあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

余り深く入りにくいと思うけど、ただ、有田川町は保育所から小学校、中学校まで

子どもの取り組み、教育方針として取り組んでくれていると。そして、この学童保育というものが物すごい必要で、物すごい町民も有田川町はええわと、こういう話をしているんやけど、その政策的な話と事務的な、本来の教育部門としての学童保育というのと、施策と問題とごちゃごちゃに一般にもなっているんで、やっぱりそういうことについては、学童については町としても、また教育委員会としてもそれなりに応援していますと。そして、父兄にも理解をされるように頑張っていたきたい。

最後に、町長として、町民、望んでいることで、ええことやけど、やっぱり一線引かなんところはあるんと違うんかなと、そこの点だけちょっと町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

子どもの子育てというのは本来、親がやるべきことだと、私はずっと思っています。ただ、今の若い夫婦、共稼ぎの人が多くて、やっぱり放課後の時間が長いので何とかしてほしいということの中から、学童を始めさせていただきました。これはやっぱり町が余り主導権を持ってやるんじゃないくて、父兄が自主的に運営していただいて、それぞれの学童クラブの方針もありましょうし、これはあくまでも主導は父兄で行って、これからも行っていただきます。その中で、備品であるとか、町のできる範囲で、また応援をしていきたいと思いますが、あくまでも父兄が主体になって学童クラブというのは運営されるべきだと思っております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 2 議案第 8 2 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第12、議案第82号、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第83号……………

○議長（殿井 堯）

日程第13、議案第83号、有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

もう、これ閉めるということで、閉まってんけど、一応、何年間で町がこの施設へ借地料を幾ら払っていたんかという話と、プラス、撤去して更地で返すと、こういうふうになっていると思うんやけど、そこで幾ら要ったのかと、幾ら工事代が要ったのか。そして、また地権者にどのような形で、閉めてからでも、大分、削除するまで時間がかかっているんやけど、その間の経過ということをお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

亀井議員さんの質疑にお答えいたします。

今、現在、手元に金額的な、幾らかかっているかという資料は持ち合わせておりません。そのことについてはちょっとお答えはできません。

廃止については、今年度、予算をいただきまして取り壊すということで、今月中に

何とか入札を行いまして、高いところにありますスカイライン沿いの、冬場になったら、工事がもうできないということで、年内に取り壊す計画で、今、進めているところでございます。細かな数字につきましては、また後ほど調べて、報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

ちょっと、やっぱりこういう議案で出してきた、今まで町もお金を借地料から払っているわけでしょう。運営は向こうのほうやけど、2回目の質問と違う。待っているさかいに大ざっぱでええので、細かいところまでなんやかんやいうと。

○議長（殿井 堯）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時15分

再開 10時33分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

申しわけございません。ちょっと資料を聞き合わせたところ、有田川町に合併いたしまして平成18年、合併から現在に至るまで、平成30年までの間、12カ年ございます。年間12万1,000円の借地ということで、12年間で145万2,000円の借地料となっております。

それから、閉めた時期なんですけれども、閉鎖した時期、私の記憶なんで、多少前後するかもわからないんですけれども、6年から7年前に閉めていると記憶しております。その閉めた期間につきまして、6年前ということになりますと、約72万6,000円、閉めてから借地料を払っておるということになると思います。閉めてから数年の間は再開できないかということで、検討もいたしました。それで、なかなか再開することもかなわないということで、いろいろ地権者の方とも借地の関係で協議する中で、昨年度、もう平成30年いっぱい返していただいたらいいということに行きつきまして、今年度、取り壊しの予算も認めていただいて、今、取り壊す準備になっている、そういう状況でございます。

取り壊し費用は、ちょっと先ほど申しましたように、手元にちょっと資料がございません。今、聞き合わせておるんですけれども。

以上です。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

取り壊し費用は当初予算で約4,500万円計上させていただいております。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

きのう、同僚議員も役場で、町でいろいろ借地しているというような形の中で、1日も早く処理したいよと。ただ、こういうことについては、この件については、ふるさと開発公社に委託という形やって、一旦、16から18ぐらいの施設があって、今、12ぐらいまで減ってきていると。そして、やっぱり運営するのに年間1,200万円の、わかりやすく言うと1カ所につき100万円ずつお土産つけて、そこへ今のスポーツパークで850万円ぐらいの、約1,000万円ほどのお金をつけてやってもらっている。この件については当初、そういう形の中で取り壊し費用ですと、話がついているんかいな。あれが通ったらもうすぐ4月早々にでも工事にかかっているんかなとか、今、ぽっと出てくるんで、これは本来、基本的にいつからどういう形で運営をして、合併してからでも、今、説明があったようにずっと地代は町が払っているわけでしょう、要は。その中で閉めて、もう5年以上もほったらかしにしているというものはいかがなものかなと。そういうことについて聞いてんけど、もし問わなんたら、普通に当初予算で壊し賃を4,500万円ってぽっと通りました。議長のいろいろな話のことではないけど、150億円の間へ4,500万円、ひょいと入ってきてという形になってくるわけでしょう。やっぱりもっと担当のほうも、きのうの一般質問であったように、総務であろうと、教育であろうと、どこであろうと、やっぱりこういう借地をしているものについては、合併してから約12年間ずっと不要なやつはもう返しなさい、返しなさいとか言ってきてたと。今度もぽっと議案83号、これをと言って、ぽっと出してきて、はい、異議なしとなったら、それがもうどこかへ消えてしまうんですね。やっぱり今後、まだまだ、生石のところなんかでも、その役員をしても5年ほど閉めてから引っ張られると。副町長も来てくれているんで、キャップになって、全部見直して、取り組んでいただきたいと。これで縁が切れるんやなとということで、ええんやけど。縁が切れる前に、経過というものをきちっと、また各委員会、また全協でも説明していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。提案の前に説明していただきたい。最後に町長の感想を聞いて質疑を終わりたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この施設は当初、旧清水町が有田郡で人口が一番多いときで、スカイラインが開通したとき非常ににぎわった中で、施設としては非常に大きなものです。建てたんだと思います。ただ、もうこのような今、人口減少の衰退の中で観光客も余りスカイラインを走らんとということで、ずっと7年間、何もせんとほったらかしておりました。ただ、平成30年までの契約ということになっていましたので、今年度、契約が切れる中で一応、これをもう整理しようということで、この施設については条例を認めていただければ、早速解体にかかりたいと思います。

ただ、亀井議員がおっしゃるように、きのうも佐々木議員からも御質問をいただきました。たくさんのところを借りてます。できるだけ、不要なところは返す方向で、また地主とも交渉しながら、その中でもやっぱり御霊小学校とか、絶対返せないところも多分出てくるとは思いますけれども、不要なところについては、あるいは借地料の高いところについては、必要なところはできたら譲っていただく方向へ、これからも交渉していきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。議案83号についてですが、今、これだけの実態が出てきたわけですから、やっぱり当局として総括はどうだったのかというのをきちっと出してもらわないと、今の答弁では全然なかったように思うんですよ。契約期間が平成30年ということだけしかなかったの、それを前倒しで、なぜこういう状態なんだから、もう切らせていただきたいという話も含めてできなかったのか、ほっておいたと言ったら語弊があるかもしれませんが、なぜそうなったかの原因を議員に説明する義務があると思うんですが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

土地を借りているということで、地主さんともいろいろ話す中、協議する中、それから運営についても何年間か再開できんかとか、いろんなことを考える中で今に至ったということでございます。できるだけ不必要な施設というのは返させていいただいて、スリムにしていきたいというのは、私もいつも思っていましたので、生石の家も昨年度、取り壊させていただきました。今年度、また山の家、だんだんに不要であるという施設についてはもうという方向で進めていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

説明はわかりますけど、じゃ、なぜ6年も7年もかかったんですかということなんですよ。実質、70万円を使っているわけでしょう、用地代として。これをどう思っているのか。ふだん、当局はPDCAを常に言っていますよね。これから言ってもおかしいんじゃないですか。だから、どう反省して、どうするのかという。指定管理委員会でも問題にならなかったんですか。不思議でしゃあないんですよ。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

山の家については、現在、公社の指定管理施設にはなっておりません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑になるんですが、いや、だから、当局の立場として、これだけほっておいた原因はどこにあったのか、やっぱり突き詰める必要があると思うんですよ。単なる惰性で来たんじゃないかというふうにししか聞こえないんですよ。もっと反省して、原因を迫及する必要があると思うんですが、皆さんどうですか。ねえ、わからないですよ。ちゃんとお答えいただきたい。もしくは文書を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

長らくほっておいたというわけやないんです。実は閉めてから、毎回何とか再開できないとか、または貸し主との契約の中で期限というのがあって、もうこれは再開は無理やなということで、今回に至りました。ずっとほったらかしておいてということでは決してなくて、やっぱり今までの経過もあったんで、今日に至ったということをお聞きいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

関連でもいいんですかね。質疑に対して答弁いただいたところなんですけども、再開に向けた取り組みを行ってきたということなんですけど、どのような取り組みを行ってきたんでしょうか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

私の記憶が間違っていたら何ですけども、あそこが一旦電気が下からずっといっています。その電気が滞ったということで、一旦閉めたというような話も聞いております。そういう施設のいろんな再整備ができて、何とかできんかとか、そういうこともいろいろ考えながら何年間かは継続できんかという方向で進んでいました。

ここ数年はやっぱり、ぶっちゃけた話、もう再開という話は全然ありませんでした。もう二、三年の間に、もっと早く判断できなかつたのか、その前に判断できなかつたのかというところは、ちょっと、うんというところもあるんですけども、ここ二、三年のうちに決着ができたということは、私なりにはよかつたかなと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

二、三年で決着できてよかつたと、今、答弁をいただいたんですけども、6年から7年で72万6,000円ですか、実際、お金がかかっているんで、これもやっぱり税金なんで、しっかりもうちょっと使い道を考えていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

それに関連してですけども、先ほどからの話を聞かせていただいて、やっぱりきちとした数字、あるいは時期というのがあやふなままに話が進んでいるように私は思うんです。だから、お願いなんですけれども、資料をきちっと出していただきたい。それも時系列で合併してから。資料として出していただきたいんですけども、可能でしょうか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

この山の家しみずについての資料ということでございますか。はい、出させていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

ちょっと、きのうから引き続いて、このことをございますので一言だけ申し上げたいと思います。行政の長はもちろん町長が最高責任者であるんで、それは申し分ないんですけど、僕は思うに、あなた方部長及び課長、もっと日ごろから行政運営、行政管理というのはもっと責任を持ってやっていただきたいと思います。もちろん、さっき言いましたように、町長は責任ありますよ。あるけどね、日ごろの管理というのは、あなた方、部長、課長に任せているんですわ。どこの課でも。そうでしょう。どの会社でも社長が全て何もかも全部把握しているということ、そんなことはありません。適材適所でその責任者を置いてあるんでね、これからもこういうことのないように、日ごろ、例えば、町長、もうあそこ閉めませんかとか、この地代がもったいないですよって提言するのがあなた方の仕事じゃないですか、これ。そこらを僕ははっきり言いたいんです。これ、ぱっと見て、4,500万円云々というようなこと、そりゃ、4,500万円要ろうが、1億円要ろうが、きちっとして返さないかんねんけどね、この4,500万円という金がやで、うちが仮に清水のどこかへまちおこしのために、人を呼ぶために4,500万円をかけて、新設をやって、人を呼ぶんやと、こんな施設をこしらえるというんと全く違いますよ。あんなぼろぼろのところに人も誰も寄りつかんとところをほっといたら、もう山ですわね。自然に腐ってしまいますわ。とはいえ、借りた以上はきちっと整地して返さないかんから4,500万円、それはもう仕方ございませぬ。ということは、さっき同僚議員も言うてあったように、ここまですっごくおかしなこと自体がおかしいんですわ。その間に担当部長も皆、係がえでかわっていますわ。たまたまあなた方が今、ここにいてるというだけであって、全てあなた方が悪いというんじゃないで。じっと10年、20年前からここへ座っているんやったら、僕、強いことを言えるんやけどね、かわっているのよ。かわろうが、前任者の方から引き継いだ以上は、今のポジションのあなた方に全て責任があるということ。それだけ認識して、今後ともやっていただきたい。これ、部長、課長にお願いしておきます。町長、副町長は別です。それだけ肝に銘じて仕事をしてください。これから、僕、こういうことについては手厳しく、目を光らせて、またお聞きしたいことがございますので、その点よろしくお願ひします。これは答弁は結構ですので、この話を聞いておいてください。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませぬか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませぬか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第84号……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、議案第84号、有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第84号について質疑をさせていただきます。今回の一部改正は城山公民館を旧城山西小学校の体育館というところに移す改正となっておりますが、現在の公民館の利用状況をお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

毎月11回程度、年間約135回程度利用し、活動してございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今の御答弁では結構使っているということになると思いますが、そうなりますと、今度の場所は体育館になりますよね。体育館って普通、冷暖房、この前のやりとりで聞いても、ないということで、体育館を公民館にして利用される方は困りませんか。どうですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

御質疑のとおり、体育館においてはクーラーはございません。ただ、公民館として常に活用するところというのは、1階にある21畳、畳のあるところの和室です。そ

こにはエアコンが設置されておりますので、いろいろ工夫しながら活用していただきたく考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

そういうことであれば、地元の方とそういう話を詰めているということで把握していいわけですね。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

はい。これに至る過程においては地元区長と十分、協議の上でございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第85号……………

○議長（殿井 堯）

日程第15、議案第85号、有田川町行政局等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第85号について質疑をさせていただきます。一応、確認ということですが、

清水行政局の城山出張所を旧城山西小学校の図書室に移す改正だとお聞きしておりますが、図書室には冷暖房設備は整っていて、実務も十分できる体制になっているのかどうか確認させてください。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

既存設備がございまして、それを使う計画になっております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 6 議案第 8 6 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 6、議案第 8 6 号、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第87号……………

○議長（殿井 堯）

日程第17、議案第87号、有田川町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第88号……………

○議長（殿井 堯）

日程第18、議案第88号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。本案は産業建設住民常任委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

議案第88号の有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、9月7日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から路線の概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

議案第88号について、本路線は水尻地内において、宅地造成開発事業に伴い、町に対して寄附された土地であり、幅員は6メートル、延長は169.32メートルであります。宅地分譲予定戸数は15戸で、住民の利便性向上のため、また、町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のと

おり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第89号……………

○議長（殿井 堯）

日程第19、議案第89号、平成30年度有田川町防災行政無線デジタル化改修事業の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 諮問第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第20、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本件は適任との意見を答申することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第21 諮問第2号……………

○議長（殿井 堯）

日程第21、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本件は適任との意見を答申することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第22 諮問第3号……………

○議長（殿井 堯）

日程第22、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本件は適任との意見を答申することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく願います。

……………日程第24 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第24、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第25 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第25、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第26 議員派遣の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしく申し上げます。

……………日程第27 議長への委任について……………

○議長（殿井 堯）

日程第27、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時06分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 殿 井 堯

有田川町議会副議長 小 林 英 世

4 番 議 員 中 島 詳 裕

13 番 議 員 森 谷 信 哉